

# 令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付要綱

## (趣旨)

第一条 知事は、成田空港周辺地域のうち地下水採取規制のない地域を対象に、地盤沈下等の障害を起こすことのない持続可能な地下水の産業利用に向けて、地下水利用可能量を把握するために試掘調査を行う市町に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

## (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### 一 成田空港周辺地域

千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の九市町の行政区域をいう。

### 二 成田空港周辺地域のうち地下水採取規制のない地域

成田空港周辺地域のうち、千葉県環境保全条例施行規則（平成七年九月二十九日規則第七十八号）別表第五に規定する指定地域以外の地域（千葉県成田市（旧香取郡大栄町の区域に限る。）、山武市（旧山武郡山武町の区域を除く。）、香取市、神崎町、多古町及び横芝光町）をいう。

### 三 地下水利用可能量

地盤沈下等の障害を起こすことなく取水できる地下水の量をいう。

### 四 試掘調査

ボーリングによる地質や地下水の試料採取のほか、観測孔・試掘井を設置し行う揚水試験（地下水を汲み上げながら水位の変化を測定する）等の調査をいう。

## (補助金の交付対象等)

第三条 市町への補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目、要件、補助額及び補助の限度額は、別表のとおりとする。

## (申請)

第四条 規則第三条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請は、補助事業に着手する前に行わなければならない。

## (交付の決定)

第五条 知事は、規則第四条の規定により補助金交付の申請があったときは、申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行うこととする。

2 知事は、前項の審査により、補助金の交付を決定したときは、別記第二号様式により、申請者に通知する。

(交付の条件)

第六条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第七条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第八条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して三十日を経過した日までに令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金実績報告書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

- 第九条 知事は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第七条の規定による承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第五号様式により、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付の請求)

第十条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付請求書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第十一条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、令和八年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金概算払請求書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第十二条 知事は、第七条による事業変更（中止・廃止）の承認申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第五条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 規則に基づく知事の指示又は処分に違反した場合
- 二 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

三 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消等をした場合において、既に当該取消等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付については、規則第十九条の規定を適用する。

4 前各項の規定は、第九条第一項の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第十三条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた市町は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して五年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附則

1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、令和八年度予算事業として実施する。

別表（第三条）

種目	要件	補助額	補助の限度額
試掘調査	次に掲げる要件に該当すること。 一 産業利用に向けて地下水利用可能量の把握を目的として行う調査であること。 二 調査を行う地域が成田空港周辺地域のうち地下水採取規制のない地域であること。	市町が負担する事業費の二分の一 ※千円未満の端数は切り捨て。	一市町あたり 二千五百万円